

経営安定支援融資保証(一般分)

制度の特徴

売上減少等を要件とした、経営の安定に必要な運転資金の供給を目的とする県制度です。

対象者	原則として1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業の営んでいる中小企業者であって、所定の財務要件を満たすもの（具体的な要件は保証制度要綱をご参照ください）
保証限度額	8,000万円
保証期間	7年以内
据置期間	2年以内
金利	一般分、SN5号 1.95%以内 SN2号、SN4号、危機関連 1.90%以内
保証料	一般分 0.13~1.19% SN5号 0.4% SN2号、SN4号、危機関連 0.5%
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

経営安定支援融資保証(米国関税対応分)

制度の特徴

米国関税措置による売上減少や、資金繰りに支障をきたすことがあることを要件とした、経営の安定に必要な運転資金の供給を目的とする県制度です。

対象者	原則として1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業の営んでいる中小企業者であって、所定の財務要件を満たすもの（具体的な要件は保証制度要綱をご参照ください）
保証限度額	8,000万円
保証期間	10年以内
据置期間	3年以内
金利	1.65%(固定)
保証料	一般分 0.13~1.19% SN5号 0.4% SN2号、SN4号、危機関連 0.5%
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。